

COBRA 保険料補助制度の延長

COBRA 保険料補助制度の延長可決

オバマ大統領はこのほど、米国復興再投資法で創設された COBRA 保険料補助制度を延長する条項を含む国防歳出法(Department of Defense Appropriations Act)に署名をしました。

内容:

- COBRA 保険料補助が適用される COBRA 保険の加入資格期間を 2010 年 2 月 28 日まで 2 ヶ月延長;
- 補助金の給付期間を最長 9 ヶ月間から最長 15 ヶ月間に 6 ヶ月延長;
- 2009 年 10 月 31 日またはそれ以降に補助金の受給資格を得た者に対し (法律改正に関する) 特別通知書を送付する義務;
- 2009 年 11 月 30 日に補助金の給付期間が終了した者に対し、60 日間の保険料の遡及精算を認める;
- 「COBRA 保険加入資格発生日」が 2010 年 2 月 28 日またはそれ以前の補助金受給資格者が、補助の対象となる。

雇用主への影響

- 2010 年 2 月 28 日まで、引き続き米国復興再投資法の COBRA に関する通知書類を送付する必要があります。
- 現補助金受給資格者及び 2009 年 10 月 31 日以降に医療保険の加入資格を喪失した補助金受給資格者に対し、(法律改正に関する) 通知を行い、6 ヶ月の補助金受給期間の延長によって再度 COBRA に加入する機会がある旨を伝える必要があります。
- 労働省は今後 30 日以内に通知書の雛形を用いて更なるガイドラインを発表する予定です。
- COBRA 法の対象企業様宛に、この情報に関する手紙が送付されます。

州健康保険継続加入制度対象雇用主への影響

- 米国日本生命は、引き続き COBRA に相当する州法に基づく健康保険継続加入プログラムを設置しているすべての州の企業様に対し、州保険継続加入に関する通知書をお送りいたします。
- ただし、州政府により州法が整備されるまで、(法律改正に関する) 特別通知義務は適用されません。

審議中の法案について

議会は、COBRA 補助の更なる期間延長を検討しています。情報が更新され次第、追加情報をお知らせいたします。

この情報に関するご質問については、以下にお問い合わせください。

- 米国日本生命カスタマーサービス 1-800-937-6542 (音声ガイダンスの後、短縮番号 2、短縮番号 1、内線 44223)にお電話下さい。
- 労働省のウェブサイト(www.dol.gov)から追加情報をご確認下さい。

この通知は、「Important Information about the American Recovery and Reinvestment Act (ARRA) COBRA Coverage」(NP 30-5)を抄訳したものです。詳しい内容については必ず原文をご確認くださいようお願い申し上げます。

Nippon Life Insurance Company of America

Mailing Address: PO Box 10310 Des Moines, Iowa 50306-0310 | Telephone – English: (800) 937-6542 | Japanese: (800) 447-8208